

平成 29 年 3 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

**実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」に対する意見**有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター

貴委員会から平成 29 年 1 月 27 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

**質問1**

本公開草案では、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度について、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれも認めることを、当面の取扱いとして提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

同意する。

なお、かかる議論は既に1年超経過していることから、本公開草案第16項に示されているとおり、恒久的な取扱いを含めた今後の方向性を早期に定めるべく、本実務対応報告の公表後も直ちに審議が継続されることを望んでいる。

**質問2**

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

以下、本公開草案に関するその他の意見を申し上げる。

**従来いずれかの方法を選択して採用している場合の考え方について****【コメント】**

本公開草案第 2 項は、2 つの方法のいずれかの方法によることを示しているが、従来いずれかの方法を選択して採用している場合における本実務対応報告の適用にあたっての考え方を明示すべきであると考えます。

**【理由】**

平成28年3月10日付で、第331回企業会計基準委員会（3月9日開催）の議事概要別紙（審議事項(4)マイナス金利に関する会計上の論点への対応について）において、「割引率として用いる利回りについて、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられない」との見解が示されたことを受けて、既にいずれかの方法を選択して採用している企業があるものと考えられる。

このため、従来いずれかの方法を選択して採用している場合においては、本実務対応報告の適用にあたり、従来採用している方法の継続性をどのように考えるか（従来採用した方法から変更する場合の取扱いを含む）について、適用上の論点となると考えられる。しかし、本公開草案においては、適用にあたっての考え方は示されていないことから、当該考え方を明示すべきであると考えられる。

以 上